

○放置違反金納付命令等に関する事務処理要領について（例規通達）

平成18年 5 月31日

鳥交指例規第12号

注 令和 8 年 5 月から改正経過を注記した。

各所属長殿

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号。以下「県細則」という。）の一部改正に伴い、放置違反金納付命令等に関する事務処理規程（平成18年 4 月鳥取県公安委員会規程第 4 号。以下「規程」という。）が定められたところであるが、その細部事項を次のとおり定め、平成18年 6 月 1 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第 1 弁明書及び有利な証拠を提出する機会の付与

1 違反情報の審査

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、法第51条の 4 第 6 項の規定による弁明書及び有利な証拠を提出する機会の付与（以下「弁明の機会の付与」という。）を行うに当たり、警察署長（以下「署長」という。）から、「鳥取県情報管理システムによる放置駐車管理業務実施要領の制定について（例規通達）」（平成18年 5 月31日付け鳥交指例規第13号外共発）に定める鳥取県警察放置駐車違反管理システム（以下「放置駐車違反管理システム」という。）により送付を受けた放置駐車違反に係る情報（以下「違反情報」という。）につき、当該違反情報の内容が適正であるか否かを審査し、当該車両が法第51条の 4 第 1 項に定める放置車両（以下「放置車両」という。）の要件に該当すると認められる場合に弁明の機会の付与を行うこと。

なお、放置車両であると認定できない場合は、法第51条の 4 第 1 項に定める確認標章（以下「確認標章」という。）を取り付けたことの詳細にわたる通知等は行わない。

2 弁明通知書の発出時期

交通指導課長は、規程第 4 条に定める弁明通知書（以下「弁明通知書」という。）を次に掲げる区分に応じて発出すること。

(1) 放置駐車違反に伴って人身交通事故が発生していない場合

ア 確認標章を取り付けた日の翌日から起算して 3 日を経過し、法第126条第 1 項の規定による告知（以下「反則告知」という。）をしていない場合又は道路交通法違反事件の迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）等により検挙をしてい

ない場合は、速やかに発出する。

イ 確認標章を取り付けた日の翌日から起算して3日以内に運転者（少年（送致時に成人とならない見込みの者に限る。以下同じ。）を除く。）に反則告知をした場合は、弁明通知書の発出を保留し、次の区分に応じた措置をとる。

（ア） 法第129条第1項に定める反則金に相当する金額の仮納付（以下「反則金の仮納付」という。）の有無を確認するために必要な期間が経過したが、反則金の仮納付がない場合は、速やかに弁明通知書を発出する。

（イ） 反則金の仮納付がある場合は、弁明通知書の発出は行わず、以後の手続も行わない。

ウ 確認標章を取り付けた日の翌日から起算して3日以内に反則告知以外の方法により運転者（少年を除く。）を検挙した場合は、次の区分に応じた措置を執る。

（ア） 「道路交通法違反事件の迅速処理のための共用書式の実施について（例規）の全部改正について（例規通達）」（昭和35年12月1日付け鳥交指例規第9号）第3の2(1)の規定により出頭の日時及び場所の告知（以下「三者即日裁判の出頭日時等の指定」という。）をした場合は、当該運転者が、正当な理由なく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがない場合は、速やかに弁明通知書を発出する。

（イ） 三者即日裁判の出頭日時等の指定をしなかった場合は、検挙後、直ちに弁明通知書を発出する。

(2) 放置駐車違反に伴って人身交通事故が発生している場合

ア 人身交通事故の一因と認定した場合は、当該交通事故の一因となった車両の運転者の特定が困難と認められた時点又は運転者（少年を除く。）が特定されたが、当該運転者が公訴を提起されなかったことが判明した時点で速やかに発出する。

イ 当該人身交通事故の一因と認定しなかった場合、(1)に準じて発出する。

(3) 少年である運転者に反則告知をし、又は交通切符等により検挙している場合
弁明通知書は発出しない。

3 弁明通知書の発出要領

交通指導課長は、次の要領により弁明通知書を発出すること。

(1) あて先

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6条に規定する自動車登録ファイル、同法第72条に規定する二輪自動車検査ファイル又は軽自動車検査ファイル（以下「自

動車登録ファイル等」という。)に登録された車両の場合は、自動車登録ファイル等に記載された車両の使用者あてに発出し、道路運送車両法第97条の3第1項の規定により地方運輸局長に提出された軽自動車届出書若しくは軽自動車届出済証記入申請書(以下「軽自動車届出書等」という。)により届出がされた車両の場合は、軽自動車届出書等に記載された使用者あてに発出すること。ただし、自動車登録ファイル等又は軽自動車届出書等に記載された車両の使用者以外の者が実際の使用者であることが判明している場合にあっては、実際の使用者あてに発出する。

イ ア以外の車両の場合(総排気量125CC以下の自動二輪車、原動機付自転車等)は、当該車両の標識を交付している市区町村長に対して車両使用者等照会書(様式第1号)及び車両使用者等回答書(様式第2号)により照会して使用者を調査し、判明した使用者あてに発出する。

(2) 発出方法等

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第15条第2項に定める納入通知書(以下第1において「納入通知書」という。)を同封した上、普通郵便により発出すること。この場合、納入通知書の摘要欄には「放置車両の確認、放置車両確認標章の作成要領等について」(平成18年5月31日付け鳥交指例規第11号)第2の規定により付与した違反番号(以下「違反番号」という。)を記入すること。

なお、違反情報のうち、違反日時、違反場所、違反車両番号又は違反態様(以下「違反日時等」という。)が誤っていても、放置車両であると認定できる場合は、適正な違反日時等を弁明通知書に記載して納入通知書とともに発出すること。弁明通知書及び納入通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、再度発出する。

4 公示送達

3(2)の所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明しない場合は、法第51条の4第7項及び規程第4条第2項の規定に基づき、同項に定める弁明通知公示送達書を2週間、インターネットを使用してウェブサイトに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示し、又は当該事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置(以下「掲載及び掲示措置」という。)をとること。

第2 弁明の審査

1 弁明書等の管理

(1) 交通指導課における措置

交通指導課長は、弁明書等管理簿（様式第3号）を備え付け、法第51条の4第6項に定める弁明書及び有利な証拠（以下「弁明書等」という。）を受理した場合に所要事項を記載して整理するものとする。

(2) 警察署における措置

ア 弁明書等の取扱い

署長は、弁明書等を受け付けたときは、弁明書等受付番号整理簿（様式第4号）を作成して整理するものとする。この場合において、受付番号は警察署ごとの一連番号を、受付年月日は警察署が受け付けた年月日を記載するものとする。

イ 弁明書等の送付

弁明書等の内容にかかわらず、弁明書等送付書（様式第5号）を作成し、弁明書等を添えて、速やかに交通指導課長に送付するものとする。

2 弁明に関する事実調査及び弁明の審査

交通指導課長は、弁明書等が提出された場合は、所要の事実調査を行い、当該弁明を容認するか否かを決定すること。事実調査を行った状況及び結果については、弁明に関する調査状況記録簿（様式第6号）を弁明書等ごとに作成し、事実調査を行った状況等を明らかにしておくものとする。

第3 放置違反金納付命令

1 放置違反金納付命令の決定

交通指導課長は、第1の弁明の機会の付与及び第2の弁明の審査の結果をふまえ、法第51条の4第4項の規定による放置違反金納付命令（以下「放置違反金納付命令」という。）を行うことが適当と認められる場合には、放置違反金納付命令を行う旨の決定を行うこと。

2 放置違反金納付命令の方法

(1) 公示による放置違反金納付命令

交通指導課長は、第1の弁明の機会の付与を行い、法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額の仮納付（以下「放置違反金の仮納付」という。）がされた場合は、同条第10項の規定に基づき、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第7条の9に定める公示納付命令書を3日間、掲載及び掲示措置をとるものとする。

(2) 書面による放置違反金納付命令

交通指導課長は、県細則第9条の3第1項に定める期限内に弁明書等が提出されなかった場合若しくは放置違反金の仮納付がされなかった場合又は同期限内に弁明書等が提出されたが、弁明を容認しなかった場合は、次の要領により、県細則第9条の2第1

項に定める放置違反金納付命令書（以下「放置違反金納付命令書」という。）を発出すること。

ア 発出時期

確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した後、速やかに発出すること。ただし、当該放置駐車行為をした運転者に反則告知等をしている場合は、放置違反金納付命令書の発出を保留し、次の区分に応じた措置をとること。

（ア） 放置駐車違反に伴って人身交通事故が発生していない場合

a 運転者（少年を除く。）に反則告知をしている場合

反則告知を受けた運転者に法第127条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）を行い、反則金の納付の有無を確認するために必要な期間が経過しても反則金が納付されていない場合にのみ、運転者の送致と並行して速やかに放置違反金納付命令書を発出する。ただし、当該放置駐車違反行為の立証状況に照らして公訴提起が確実と見込まれる場合は、放置違反金納付命令書の発出を保留し、公訴を提起されなかったことが判明した場合に放置違反金納付命令書を発出する。通告を受けるべき者の所在が不明である等の理由により、通告の実施が見込めない場合は、通告を行うことなく、放置違反金納付命令書を発出する。

b 運転者（少年を除く。）を反則告知以外の方法により検挙している場合

三者即日裁判の出頭日時等の指定を行い、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかった場合は、後日の出頭及び公訴提起が確実と見込まれる場合を除き、速やかに放置違反金納付命令書を発出する。

三者即日裁判へ出頭の日時等の指定を行わなかった場合は、当該運転者が公訴を提起されなかったことが判明した後、速やかに放置違反金納付命令書を発出する。

（イ） 放置駐車違反に伴って人身交通事故が発生している場合

a 人身交通事故の一因と認定した場合は、弁明通知書の発出時期が車両の運転者が困難と認められた時点のときは、当該運転者が特定できないと認められた時点で、弁明通知書の発出時期が車両の運転者（少年を除く。）が公訴を提起されなかったことが判明したときは、弁明通知書等の提出の期限を経過しても放置違反金の仮納付がないことが判明した時点で速やかに放置違反金納付命令書を発出する。

b 当該人身交通事故の一因と認定しなかった場合、アに準じて放置違反金納付命

令書を発出する。

イ 放置違反金納付命令書の発出要領

(ア) あて先

第1により弁明の機会の付与を行った者に対して発出する。

(イ) 発出方法等

- a 鳥取県会計規則第14条第1項に定める納入通知書(以下「納入通知書」という。)を同封し、普通郵便により発出すること。この場合、納入通知書の摘要欄に違反番号を記入する。
- b 使用者の所在が不明である場合又は発出した放置違反金納付命令書及び納入通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で発出する。

ウ 公示送達

イ (イ) bの所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明しない場合は、県細則第9条の8第1項の規定に基づき、同項に定める公示送達書(以下「公示送達書」という。)を2週間、掲載及び掲示措置をとること。

第4 放置違反金納付命令を行わない場合の通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還

1 仮納付された放置違反金の返還の通知

交通指導課長は、弁明通知書の発出後、弁明書等の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合において、弁明の容認、反則金の納付等の理由により放置違反金納付命令をしないこととしたときは、当該仮納付をした者に対し、県細則第9条の3第4項に定める仮納付金返還通知書及び規程第5条に定める仮納付金返還請求書(以下「仮納付金返還通知書等」という。)を普通郵便で発出し、返還の手続を取ること。仮納付金返還通知書等が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で発出すること。

2 公示送達

1の所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明しない場合は、第3の2(2)ウに準じて公示送達書を2週間、掲載及び掲示措置をとること。

第5 放置違反金納付命令の取消し及び放置違反金の還付

1 放置違反金納付命令の取消しの決定

交通指導課長は、第3により放置違反金納付命令を行った違法駐車行為につき、法第

51条の4第16項の規定による放置違反金納付命令の取消しを行うべき事由が発生した場合は、放置違反金納付命令の取消しを決定すること。

2 放置違反金納付命令の取消しの通知

交通指導課長は、1の決定を行った場合は、放置違反金納付命令を行った使用者に対し、県細則第9条の7に定める通知書（以下「通知書」という。）を普通郵便により発出し、還付の手続をとること。通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で発出すること。

3 公示送達

2の所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明しない場合は、第3の2(2)ウに準じて公示送達書を2週間、掲載及び掲示措置をとること。

第6 督促

交通指導課長は、次の要領により法第51条の4第13項の規定による督促を行うこと。

1 督促状の発出要領

(1) あて先

第3により放置違反金納付命令を行った者に対して督促状を発出する。

(2) 発出方法等

ア 納入通知書を同封し、普通郵便により発出すること。この場合、納入通知書の摘要欄に違反番号を記入すること。

イ 使用者の所在が不明である場合又は発出した督促状及び納入通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で発出すること。

2 公示送達

1(2)イの所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明しない場合は、第3の2(2)ウに準じて公示送達書を2週間、掲載及び掲示措置をとること。

第7 官庁、公共団体への照会又は協力依頼

交通指導課長は、法第51条の5第2項の規定による官庁、公共団体その他の者に対する照会を行う場合は、放置違反金納付命令に関する照会書（様式第7号）により行い、同項の規定による協力の依頼を行う場合は、放置違反金納付命令に関する協力依頼書（様式第8号）により行うこと。

第8 放置違反金滞納情報照会への対応

交通指導課長又は署長は、規程第8条の規定による申請があった場合は、次のとおり対応すること。

1 本人からの申請への対応

(1) 回答要領

自動車運転免許証の提示を求めるなど、本人確認を行った上、放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（様式第9号）に必要事項を記載して提出させ、速やかに放置駐車違反管理システムにより照会し、次の区分に応じて回答すること。

ア 県細則第9条の9第1項に規定する提示義務者（以下「車検拒否対象者」という。）に該当する場合は、放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（様式第10号）を交付する。

イ 車検拒否対象者に該当しない場合は、車検拒否対象者に該当しない旨を口頭で回答する。

(2) 留意事項

ア 電話、ファックス等による照会は受け付けないこと。

イ 代理人による申請の場合は、委任状の提示を求めるとともに、自動車運転免許証の提示を求めるなど、代理人であることの確認を行うこと。

2 自動車整備事業者からの申請への対応

社団法人鳥取県自動車整備振興会が作成し、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に送付した一覧表（以下「整備事業者リスト」という。）に記載されている自動車整備事業者が、照会書兼同意書を交通指導課長あてにファックス送信することにより、又は警察署長あてに提出することにより申請があった場合は、整備事業者リストに記載されている自動車整備事業者であることを確認の上、放置駐車違反管理システムにより照会し、次により対応する。

(1) 交通指導課における回答要領

ア 車検拒否対象者に該当する場合は、放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）（様式第11号）を申請者に対してファックス送信する。

イ 車検拒否対象者に該当しない場合は、車検拒否対象者に該当しない旨を、前記の照会書兼同意書に記載されている電話番号に電話することにより回答する。

(2) 警察署における回答要領

ア 車検拒否対象者に該当する場合は、放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）を照会者に対して交付する。

イ 車検拒否対象者に該当しない場合は、車検拒否対象者となっていない旨を口頭で回答する。

第9 放置違反金納付・徴収済確認書交付申請への対応

1 対応要領

交通指導課長又は署長は、県細則第9条の9第1項及び第2項の規定による納付・徴収済確認書の交付の申請を受理した場合、提出された書類により必要な本人確認を行ったうえ、督促に係る放置違反金等を納付し、又はこれを徴収されたか否かを速やかに放置駐車違反管理システムで照会し、県細則第9条の9第3項に従って対応すること。

なお、当該申請に係る放置違反金等が納付又は徴収されていない場合は、交通指導課においては、その旨を当該申請書に記載された電話番号に電話することにより回答し、警察署においては、申請者に対してその旨を口頭で回答すること。

2 留意事項

- (1) 前項の交付申請は、電話、ファックス等によるものは受け付けないこと。
- (2) 警察署において代理人からの申請を受理した場合は、委任状の提示を求めた上、運転免許証の提示を求めるなど、代理人であることの確認を行うこと。

第10 納入通知書再発行申請に対する対応

1 交通指導課に来庁した場合の措置

交通指導課長は、規程第9条の規定による納入通知書の再発行の申請を受理した場合、申請者に対して運転免許証の提示を求めるなど、本人確認を行ったうえ、放置駐車違反管理システムにより当該申請に係る違反の内容を確認した上で、当該申請者にあてて発出した放置違反金納付命令書に同封した納入通知書と同一内容の納入通知書を作成し、同納入通知書の欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して申請者に交付すること。

なお、代理人による申請である場合は、委任状の提示を求めたうえ、自動車運転免許証の提示を求めるなど、代理人であることの確認を行うこと。

2 交通指導課に郵送で申請した場合の措置

交通指導課長は、規程第9条第2項の規定による納入通知書の再発行の申請を受理した場合は、提出された書類により必要な本人確認又は代理人であることの確認を行った上、1に準じて納入通知書を作成し、郵送された返信用の封筒及び切手により返送すること。

3 警察署に来庁した場合の措置

署長は、1に準じて本人確認又は代理人であることの確認を行ったうえ、納入通知書再発行申請書（様式第12号）に必要事項を記載して提出させ、交通指導課長に同申請書の記載事項を通報すること。通報を受けた交通指導課長は、1に準じて納入通知書を作成し、再発行申請を受理した警察署長に送付し、当該警察署長が申請者に納入通知書を交付する

こと。

[illegible]

所在地	〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
担当者の課・係	交通指導課
氏電 話 番 号	(0857)23-0110 内線

様式第2号（第1の3(1)イ関係）

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

市区町村長 閣下

車両使用者等回答書

年 月 日付、鳥公委発第 号により照会の件について、別添のとおり回答します。

照会公安委員会取扱者印

市区町村取扱者印

別添

番号	車 両 番 号 (標識番号)	使用者の氏名（名称）・住所（所在地）・ 電 話 番 号	所 有 者 と の 異 同	車名（通称名）・車台番号	主 な 定 置 場	届 出 年 月 日
		(フリガナ) 氏名（名称） 住所（所在地）〒 ー 電話（ ） ー	異・同	車名（通称名） 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名（名称） 住所（所在地）〒 ー 電話（ ） ー	異・同	車名（通称名） 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名（名称） 住所（所在地）〒 ー 電話（ ） ー	異・同	車名（通称名） 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名（名称） 住所（所在地）〒 ー 電話（ ） ー	異・同	車名（通称名） 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名（名称） 住所（所在地）〒 ー 電話（ ） ー	異・同	車名（通称名） 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日

様式第3号（第2の1(1)関係）

弁明書等管理簿

番号	受理年月日	弁明者の氏名 (法人の名称)	標章貼付年月日	弁明通知書発送年月日	弁明書記載の弁明 (要旨)	提出された有利な証拠	審査結果	理由（要旨） (審査結果が否の場合のみ記載)
			違反車両	(提出期限)				
	年 月 日	()	年 月 日	年 月 日 (年 月 日)	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 盗難 ☐ 意味不明 ☐ その他 ()	☐ なし ☐ 有 (以下のもの)	☐ 容認 ☐ 却下	
	年 月 日	()	年 月 日	年 月 日 (年 月 日)	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 盗難 ☐ 意味不明 ☐ その他 ()	☐ なし ☐ 有 (以下のもの)	☐ 容認 ☐ 却下	
	年 月 日	()	年 月 日	年 月 日 (年 月 日)	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 盗難 ☐ 意味不明 ☐ その他 ()	☐ なし ☐ 有 (以下のもの)	☐ 容認 ☐ 却下	
	年 月 日	()	年 月 日	年 月 日 (年 月 日)	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 盗難 ☐ 意味不明 ☐ その他 ()	☐ なし ☐ 有 (以下のもの)	☐ 容認 ☐ 却下	
	年 月 日	()	年 月 日	年 月 日 (年 月 日)	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 盗難 ☐ 意味不明 ☐ その他 ()	☐ なし ☐ 有 (以下のもの)	☐ 容認 ☐ 却下	

様式第4号（第2の1(2)ア関係）

弁明書等受付番号整理簿

受付番号	受付年月日	提出者氏名	添付資料	送付年月日
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・
	・ ・			・ ・

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第2の1(2)イ関係）

発第 号
年 月 日

交通指導課長 殿

警察署長

弁 明 書 等 送 付 書

次のとおり弁明書等を受け付けたので、関係書類を添えて送付する。

提 出 者	氏名	他 名
受 付 番 号	から	まで

備考1 受理番号は、本書で送付する弁明書のすべての番号を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第2の2関係）

弁明に関する調査状況記録簿

弁明通知年月日	年 月 日（提出期限 年 月 日）
弁明書提出年月日	年 月 日
弁明通知番号	第70－ － － 号
違反年月日	年 月 日
違反場所	
違反車両	
違反車両の使用者	住所
	氏名（名称）
弁明の内容	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 盗難 ☐ その他（ ）
有利な証拠	☐ 無 ☐ 有（ ）
調 査 状 況	
年 月 日	調 査 事 項 、 結 果 等
弁明審査結果	☐ 容認 ☐ 却下

備考 調査状況欄については、必要に応じて別紙を用いることができる。

鳥公委発第	号	
年	月	日
様		
鳥取県公安委員会 団		
放置違反金納付命令に関する照会書		
道路交通法第51条の4（放置違反金）の規定の施行のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、同法51条の5第2項によって照会します。		
記		
照 会 事 項		

所在地	〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
担当者氏名	
電話番号	(0857)23-0110 内線

鳥公委発第	号	
年	月	日
様		
鳥取県公安委員会		団
放置違反金納付命令に関する協力依頼書		
道路交通法第51条の4（放置違反金）の規定の施行のため必要があるので、下記事項につき、同法第51条の5第2項に基づき、次の事項について協力を依頼します。		
記		
依 頼 事 項		

所在地	T680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
担当者氏名	
電話番号	(0857)23-0110 内線

様式第 9 号（第 8 の 1 (1)関係）

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）

年 月 日

警察署長 様

住所

フリガナ

氏名

連絡先電話番号（ ） ー

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

フリガナ 使用者氏名	
番号標の番号	

様式第 10 号（第 8 の 1 (1) ア関係）

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使 用 者 氏 名	
番 号 標 の 番 号	
違 反 番 号	
照 会 者 氏 名	

本件担当

鳥取県警察

警察署 氏 名

(連絡先 — —)

様式第 11 号（第 8 の 2 (1) ア関係）

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使 用 者 氏 名	
番 号 標 の 番 号	
違 反 番 号	
照 会 事 業 者 名	

本件担当

鳥取県警察

警察署

(連絡先 — —)

様式第 12 号（第 10 の 3 関係）

納入通知書再発行申請書

年 月 日

様

住所
氏名

以下の放置違反金納付命令について、納入通知書の再発行を申請します。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名 フリガナ	
申請者の連絡先電話番号	

- 注 1 納付期限が切れている場合は、再発行を受ける必要はありません。現在、持っている納入通知書で納付することができます。
- 2 再発行を申請できる納入通知書は、鳥取県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係るものに限りです。他の都道府県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係る納入通知書の再発行については、当該都道府県公安委員会に問い合わせてください。

様式第1号（第1の3(1)イ関係）

（令8鳥交指例規2・一部改正）

様式第2号（第1の3(1)イ関係）

（令8鳥交指例規2・一部改正）

様式第3号（第2の1(1)関係）

様式第4号（第2の1(2)ア関係）

様式第5号（第2の1(2)イ関係）

様式第6号（第2の2関係）

様式第7号（第7関係）

様式第8号（第7関係）

様式第9号（第8の1(1)関係）

（令8鳥交指例規2・一部改正）

様式第10号（第8の1(1)ア関係）

（令8鳥交指例規2・一部改正）

様式第11号（第8の2(1)ア関係）

（令8鳥交指例規2・一部改正）

様式第12号（第10の3関係）